

## 令和3年度 第1回福岡市屋台選定委員会 議事録

### 1 日時・場所

令和3年11月1日(月) 13:30~14:25

天神ビル11階 10号会議室

### 2 出席者

(委員) 森田委員長、八尋副委員長、伊藤委員、乙津委員、笹山委員、田中委員、  
堤田委員、南原委員、松尾委員、于委員

(事務局) 経済観光文化局 天本局長

吉田理事

堀国際経済・コンテンツ部長

横島まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

矢口にぎわい振興係長、森園

保健福祉局

宮尾食品安全推進課長

住宅都市局

藤間みどり運営課長

博多区

野口維持管理課長

中央区

久保生活環境課長

### 3 議題

- (1) 会議の公開について
- (2) 署名について
- (3) 屋台施策の状況について
- (4) 公募屋台の更新について
- (5) 審査部会の委員について

### 4 議事

(事務局)

皆さまお疲れ様です。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆さまご存じのとおりでございますが、令和3年度におきましても、「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」などの感染拡大防止措置が実施され、特に飲食業におきましては、長期にわたり、休業や時短営業を余儀なくされるなど、厳しい状況が続いてまいりました。

しかしながら、10月1日からは第3回公募屋台が順次営業を開始し、また、10月15

日からは営業時間短縮の要請が解除され、福岡のまちに屋台の姿が戻ってまいりました。

営業者の皆さまには、感染対策を徹底していただきながら、屋台営業を通じ、まちに賑わいを取り戻していただきたいと期待しているところでございまして、福岡市としましても、サポートをしてまいりたいと考えております。

本日は、第1回及び第2回公募屋台に係る更新審査を中心にご議論いただきたくこととなりますが、ぜひご意見、ご提案を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

### **(1) 会議の公開について**

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

議事1「会議の公開について」ですが、本日の議事はいずれも個人情報を含んだ議論にならないと思われまますので、全て公開で進行したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

それでは、本日の会議は全て公開で進めます。

### **(2) 署名について**

(委員長)

続きまして、議事2「署名について」です。

本日の会議では、公募屋台を更新するかどうかの審査について議論していただく予定です。

審査にあたりましては、公平に行う必要がありますが、審査される側と審査する側が接触するようなことがあれば、公平性を欠くことになりかねません。

従いまして、審査する側である私たち屋台選定委員が、審査される側である公募屋台と接触しないとともに、そのことを今からお配りする宣誓書によって表明していただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。それでは、宣誓書を配布いたします。

皆さま、宣誓書への署名をお願いいたします。

なお、同じく審査する側である事務局職員については、既に宣誓書に署名していただいております。

### **(3) 屋台施策の状況について**

(委員長)

それでは、次の議事に移ります。

議事3「屋台施策の状況について」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局を担当しております、まつり振興課屋台の魅力向上担当課長の横畠と申します。よろしくお願いします。

それでは、資料1「屋台施策の状況について」ご説明いたします。

まず、資料左上の「1 屋台軒数の推移」をご覧ください。

屋台軒数につきましては、令和3年10月1日現在、全体で103軒、そのうち公募屋台が30軒となっております。屋台の営業場所につきましては、次の資料の、別紙「福岡博多屋台MAP」をご参照ください。

続きまして、「2 文書指導件数の推移」をご覧ください。

屋台営業のルールに違反した場合に行われる文書指導ですが、令和2年度は既存屋台で3件、今年度は公募屋台で1件となっております。内容につきましては、「屋台の規格外での飲食提供」、「午前4時以降の占用」、「占用場所周辺の汚損」となっております。

続きまして、「3 屋台の魅力向上」をご覧ください。

まず、「(1) 第3回公募屋台の営業開始」についてですが、第3回公募において、本選定委員会で選定した営業候補者6人のうち5軒の屋台が、現在までに営業を開始しております。

次に、「(2) イベントへの屋台出店」についてですが、去る10月23日、24日の土日に、福岡市役所西側九州広場におきまして、2軒の屋台が出店し、延べ約200人の方に屋台体験していただいております。

最後に、「(3) 屋台の魅力発信」についてですが、福岡市観光情報サイト「よかなび」へ屋台特集記事を掲載するとともに、屋台マップを適宜更新しております。

続きまして、資料右側の「4 コロナ禍における屋台の営業状況等」をご覧ください。

まず、「(1) 営業状況(営業軒数)」のグラフについてですが、折れ線の数値は、当該日を中心とした7日移動平均の数値であり、ピンクの部分が緊急事態宣言期間、オレンジの部分がまん延防止等重点措置期間、ブルーの部分が福岡コロナ警報等の期間となっております。

状況についてですが、昨年の緊急事態宣言後には、営業軒数が平均して30軒から50軒となっておりますが、緊急事態宣言中やお酒非提供での20時までの時短営業要請時は数軒、21時までの時短営業要請時は20軒程度となっております。また、10月15日の要請完全解除日以降につきましては、営業軒数が増加し、1度でも営業をした屋台軒数は全体の約7割となっております。

次に、「(2) 福岡市の主な支援策」についてですが、一般飲食店と同様に休業した

屋台に対して、家賃相当分とみなされる道路等占用料、屋台用駐車場代等について、8割を支援する「家賃支援金」を支給するとともに、感染防止対策などに取り組む飲食店にアドバイザーを派遣する事業を実施いたしております。なお、家賃支援金の今年度の実績ですが、約6割の屋台が申請し、1件あたりの平均支給額は、約43,000円となっております。

最後に、「(3) 屋台営業者の感染防止策」についてですが、天神、博多、長浜の3組合が合同で、先ほど説明した「飲食店アドバイザー派遣事業」を活用し、感染拡大防止に向けた統一ガイドラインを作成し、感染防止に取り組んでおります。なお、現在は、県の「感染防止認証制度」の認証を受けるよう、市から要請しているところであり、現在、市が把握している認証軒数としましては40軒となっております。

資料1の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい。屋台施策の状況についてですが、こちらは何かを決定する内容ではありませんが、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

支援策についてお尋ねいたします。

家賃支援金については、約6割程度の屋台が利用されているということですが、複数の屋台関係者の方から大変な想いを聞いているのですが、全てが利用しているわけではないということに対して、市の見解を教えてくださいませんか。

(事務局)

屋台に対する家賃支援金の申請状況に対する捉え方ですが、先ほどもご説明したとおり、今、家賃支援金の申請状況は6割となっております。一方で、昨年度実施いたしました家賃支援金につきましては、9割5分の申請があった状況でございます。

そこで大きく何か変わったかという点ですが、今年度におきましては、福岡県が感染拡大防止協力金というものを支給いたしまして、一日あたり2万5千円から4万円という状況で支給されております。そういったこともございまして、協力金の受給で十分と判断した屋台営業者が多かったのではないかと考えております。

なお、申請漏れ等がないかということも懸念いたしまして、まつり振興課といたしましては締め切りが迫った段階で、お忘れがないかということの通知、お知らせをいたしております。

以上でございます。

(委員)

個人的には、やはり生活が大変だということで、住居確保給付金などを利用されている方もいらっしゃいますので、申請漏れがないように市の方も力を入れていらっしゃるということですので、今後も引き続き支援策の充実とともに、そのようなお声掛

けをしていただくようによろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。ほかにございませんか。

(委員)

県の認証制度ですが、感染防止認証制度のシールがなかなか届かないというか、簡単になかなか受け付けてもらえないというような苦情が入っていると聞きますが、そのあたりはどのような状況でしょうか。県の支援策ですが。

(事務局)

県の認証制度、いわゆるゴールドのステッカーの件についてですが、先ほども少し触れさせていただきましたが、現在、屋台では約 100 軒の中で 40 軒が認定を受けているところでございまして、委員がおっしゃられるように、県の方で確認等がされております。

これにつきましては、申請して順々に確認作業をされているかと思いますが、屋台の関係者にお話を聞く限りでは、屋台についてはスムーズに検査等を行っていただいていると確認しております。

40 軒ですが、今申請中のところもございまして、順次これから認証されていくものと考えております。

以上でございます。

(委員)

現在 103 軒あって 40 軒ということですが、あと 60 軒程度は、これから認証を受けるということになるのでしょうか。

(事務局)

福岡市といたしましては、同じ地方自治体としての要請事項となりますので、県の認証を受けていただいて、お客さんに安全安心で利用していただけるような取組を依頼しております。

基本的には、屋台営業者にもそのあたりはご理解いただきまして、申請手続きに入っておられるところが多いと感じます。ただ一方で、まだ営業を差し控えている屋台営業者もございまして、そのあたりは手続きに入っていない屋台営業者もあるかと考えております。

以上でございます。

(委員)

できれば屋台全部に認証を受けていただきたいと思っておりますし、それに対して色々と取り組まれていると思っておりますが、やはり福岡市としては、「絶対に認証制度を受けてくれ」というぐらいの強い気持ちで取り組んでもらった方が良いと思っておりますので、そのあたりは頑張ってください。

(委員長)

ほかにはございますか。

(委員)

第3回公募屋台の件ですが、6人選定して5軒の新規屋台が誕生しているという説明がありましたが、あと一軒は今後予定があるのでしょうか。それとも、その1軒はもう辞退されたのでしょうか。

そしてそこはどこの場所だったのか、どういう内容だったのかを教えてください。

(事務局)

第3回公募屋台の今、営業開始に至っていない屋台についてのお尋ねですが、まず対象の屋台につきましては、地区が長浜地区の屋台でございまして、内容といたしましては「びっくり屋台」ということで、基本的には、鉄板焼きの一品で勝負すると言われていた屋台でございます。

その方の状況ですが、コロナ等の影響もございまして準備にうまく進むことができなかったということで、現在も準備中ということであり、今のところ、営業開始に向けて引き続き準備してまいりたいと伺っております。

以上でございます。

(委員)

分かりました。やはり長浜地区なのですね。以上です。

(委員長)

ほかにはございますか。

(委員)

「2 文書指導の件数の推移」のところで、令和3年度は1件だけにはなっていますが、その1件が公募屋台ということで、ご指導がどうなっているのかということですが、いかがでしょうか。

(事務局)

「2 文書指導件数の推移」の令和3年度の1件でございしますが、おっしゃられますように、公募屋台の1件でございました。

内容につきましては、規格外での飲食提供ということで、屋台本体3m×2.5mの屋根からお客さんがはみ出て座って、飲食をしていたということでの指導になっております。

これにつきましては、区役所の方で営業者を来所させた上で、厳しく指導しているところでございます。

以上でございます。

(委員)

テーブルを出したりしたということですか。

(事務局)

テーブルではございませんで、席が後ろに出ていた状態だったということです。

(委員)

分かりました。

(委員長)

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問等がないようですので、議事3「屋台施策の状況について」は以上とします。

#### **(4) 公募屋台の更新について**

(委員長)

それでは、次の議事に移ります。

議事4「公募屋台の更新について」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料2「公募屋台の更新について（概要・考え方等）」について、ご説明いたします。

まず、資料左上の「1 更新について」をご覧ください。

公募屋台は最長10年間営業できますが、営業開始から3年後と5年後の2回更新認定を受ける必要があります。第1回公募屋台につきましては、平成29年から営業を開始し、今年度末に2回目の市道等占用許可の通算期間が満了することになっております。また、第2回公募屋台につきましては、令和元年から営業を開始し、今年度末に1回目の通算期間が満了することになっております。

中段の点線で囲まれている部分をご覧ください。

市道等占用許可の通算期間の延長、いわゆる更新につきましては、屋台基本条例第27条第3項におきまして、福岡市屋台選定委員会の認定が必要であると定められていることから、今回延長を希望された更新申請者の更新の認否について、本選定委員会でご審議いただくこととなります。

続きまして、資料左下の「2 更新審査の概要」をご覧ください。

審査対象者は、更新申請者25名で、審査対象期間は、第1回公募屋台につきましては、前回の更新期日の令和2年4月1日から令和4年3月31日の2年間、第2回公募屋台につきましては、営業を開始した令和元年8月1日から令和4年3月31日の約3年間となります。

また、審査方法は、詳細については後ほどご説明いたしますが、一定の事実の有無を確認する事実確認と審査部会による面接を実施した上で、総合的に判断することとし、面接を行っていただく審査部会は6名の選定委員で構成したいと考えております。

なお、審査部会の構成につきましては、この後の議事でご議論いただく予定としております。

次に、「審査等の流れ」についてですが、本日の選定委員会において更新審査方法等の決定を行い、それに基づき、事務局において申請資格確認、事実確認を行い、審

査部会による面接の結果を踏まえて、選定委員会として更新の認否をご判断いただくこととしております。

続きまして、資料右側の「3 更新審査の考え方」をご覧ください。

更新審査の基本的な方向性としましては、屋台規則第17条及び第26条に基づき、「申請時の応募資格」を有していない者、「更新時の考慮事項」に基づく一定の事実が認められ、面接の結果、選定委員会が更新不認定とした者を更新しないこととし、それ以外の更新申請者については、更新することとしたいと考えております。

続きまして、「事実確認」の具体的な内容についてご説明させていただきます。資料の右下をご覧ください。

「更新時の考慮事項」につきましても、規則において4項目規定されており、「指導及び措置の実施状況」、「過去の営業状況」、「営業計画の実現の程度」、「屋台の効用発揮や魅力向上の状況」となっております。この4項目に対応する確認すべき事実をまとめているのが、資料右下の表になります。

右下の表をご覧ください。

考慮事項の「1 指導及び措置の実施状況」については、道路・公園の観点では、文書による指導を受けたことがあるという事実、食品衛生の観点では、食品衛生法に基づく、文書による指導または処分を受けたことがあるという事実、

考慮事項の「2 過去の営業状況」については、営業日数が週3日未満という事実、

考慮事項の「3 営業計画の実現の程度」については、収支状況が赤字であるという事実、地域貢献の取組みなど、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められるという事実、

考慮事項の「4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況」については、苦情が寄せられるなど、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められるという事実、となります。

また、今回の更新審査においては、特に営業日数、収支状況の項目について、コロナ禍の影響を考慮して判断をしていただく必要があると考えております。

最後に右下の「面接における更新可否の判断基準」についてですが、一定の事実があった場合、無条件で更新認定をしないということではなく、審査部会による面接で営業者の考え方等を確認し、「一定の事実」について十分な「原因分析」及び「対策」ができていない場合に限り、更新不可と認定することとしたいと考えております。

続きまして、資料3「公募屋台の更新について（見直し案）」について、ご説明いたします。

資料左上の「4 審査方法等の見直し」をご覧ください。

前回は初めての更新審査であり、更新審査後の選定委員会におきまして、改善点についての意見が出され、審査方法について見直しを検討することとなりました。具体的には、前回は、「一定の事実」について、事実確認が必要な更新申請者のみ面



接を実施いたしました。その結果、更新申請者に趣旨が正しく伝わっていない部分があったほか、更新申請者がPRをする場を設けても良かったのではないかという意見が出されておりました。

見直しにあたっては、これらの意見を踏まえるとともに、「更新申請者の納得性」、「審査の効率性」を考慮し、見直し項目としては、「面接審査の対象」、「苦情の取扱い」、「面接審査の体制」の3点を考えております。

資料下段の「見直し（案）」の図と合わせて、右下の「見直しのポイント」をご覧ください。

まず、「①面接審査の対象」についてですが、更新申請者の納得性向上の観点から、「一定の事実」の有無にかかわらず、全員に面接を実施し、更新申請者にとって、PRなど前向きな発言の場や指導や苦情に関する弁明の機会となるようにしたいと考えております。

次に、「②苦情の取扱い」についてですが、こちらも更新申請者の納得性向上の観点から、1件の苦情で「一定の事実」とするのではなく、同一内容の苦情が複数寄せられ、かつ、屋台営業者への注意喚起後も同内容の苦情が寄せられた場合に「一定の事実」と扱いたいと考えております。

最後に、「③面接審査の体制」についてですが、将来的に公募屋台が増え、1回の更新審査における審査件数が増えることが見込まれるため、審査の効率性や審査の充実の観点から、面接審査の体制を「1班体制」から「2班体制」にしたいと考えております。

続きまして、資料4「公募屋台の更新について（スケジュール等）」について、ご説明いたします。

資料下段の「スケジュール」をご覧ください。

今後のスケジュールについてですが、11月中旬に、審査部会による面接、審査部会、屋台選定委員会を経て更新認否の決定を行い、12月初旬に更新申請者へ結果を通知したいと考えております。

また、令和3年12月の更新決定後から令和4年3月31日までの期間につきましては、更新審査の考え方にに基づき、一定の事実等が確認された場合に、今回の更新事務に準じて対応してまいりたいと考えております。

なお、資料左上に今回の更新申請者の屋号を、資料右上に公募区分ごとの更新の状況を掲載しております。

資料の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

公募屋台の更新について資料の説明がありましたが、以上の説明について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

更新にあたっての面接ですが、全員面接にして、審査員も2班体制にするということですが、具体的には、2班というのはどういう形で2班にされるのか、教えてください。

(事務局)

まず、面接ですが、これまでと同様に選定委員会の中から審査部会を立ち上げて、審査部会で実施してまいりたいと考えております。

このメンバーにつきましては、後ほどご議論いただきたいと考えておりますが、その審査部会の中で3名ずつに分かれて実施していただきたいと考えておまして、審査部会の中でもご議論いただいた上で班体制は検討していきたいと考えております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

(委員)

資料2の営業計画の実現の程度ですが、地域貢献の取組など当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められるということなのですが、私がずっと思っていることですが、屋台がこんなに大騒ぎされたのは、結局地域とうまくいっておらず、住民からも屋台は汚くて良くないとずっと言われ続けてきました。私の考えですが、屋台には、地域の自治会が認めるなら、ちゃんと自治会に入っていて、地域貢献をするという形を取ってもらった方が良いのではないかと考えています。

町内会費などもきちんと払うし、町内で清掃する日にはきちんと出てきてもらうなど、そういうことをきちんとやらない限りは、屋台として認めるというのは、私の年代の人間にはなかなか難しいですよ。

実は、中洲町連合会なのですが、屋台を入れようかと思いましたが、やはりものすごい反対が起こって、結局入れませんでした。今回「中洲がんばろう券」を売り出したのですが、やはり屋台は外そう、という話が出ました。

やはり、その辺りをしっかり取り組んでやらないと、屋台というのはなかなか市民には認められないのではないかと考えています。

確かに、観光行政としてはすごく良いのですが、本当に地域に根ざしたものにするのであれば、やはり、そういうところは行政が指導するなり、応援して、地元と一緒に頑張ってくださいというようなことができないと、やはりこれは、なかなか先には進めないのではないかと私は思っています。

(事務局)

確かに、これまでの屋台の歴史を考えると、やはり地域との繋がりは大変大切なものであると、行政としても認識しております。

今後、そのような自治会等への繋ぎなどの面では、市全体の方針とも照らし合わせ

て、屋台としてもやっていきたいと思っておりますし、今回、更新審査の中では、皆さんに面接する機会がありますので、面接の中でも、委員の皆さまや事務局から、地域との繋がりの大切さなどは説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(委員長)

ほかはありませんか。

ご質問等がないようですので、資料2から4に記載されているとおりに、公募屋台の更新審査を進めるということによろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

それでは、資料2から4に記載されているとおりに、更新審査を進めることとしたいと思っております。

## **(5) 審査部会の委員について**

(委員長)

最後に、議事5「審査部会の委員について」です。

まず「審査部会」の委員構成について決めたいと思っております。

これまでの審査部会では、市議会議員の委員の皆さまは、市政全般に係る知識をお持ちですので、面接などの個別の審査ではなく、選定委員会の場において全般的、総合的な評価をいただいていたいました。同様に、南原委員におかれましても、福岡市食品衛生協会会長であり、また市議会議員でもいらっしゃることから、個別の審査ではなく、全般的、総合的な評価をいただいていたいました。

今回におきましても同様に、審査部会については市議会議員の皆さま以外の6名で構成したいと考えておりますが、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

—委員から意見なし—

ご質問等がないようですので、審査部会の委員については、市議会議員以外の6名で構成するということによろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

なお、「福岡市屋台選定委員会運営要領」において、審査部会の部会長、副部会長については、部会委員の互選によるものとされておりますので、後日行われます最初の審査部会で議論いただければと思います。

以上、「審査部会の委員について」の説明について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

—委員から意見なし—

ご質問等がないようですので、議事5を終了いたします。

本日予定されていた議事は以上となりますが、これまでの議論を含めて、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

すみません。選定委員ということ言えば、直接関係がないことなのかもしれません。毎回申し上げているのですが、長浜地区ですが、今回もやっと1軒決まって、いつ開けてくれるのかと、まだかまだかと待っていても、コロナの影響でできなかったというのももちろんありますが、まだオープンしておりません。なおかつ、もともとある既存の長浜の屋台も風前の灯火でございます。

このままの状態であれば、おそらく長浜地区、屋台のあり方というのは、屋台公募をするようになったのは、観光資源として連なって賑わっているというのが屋台だということでの屋台公募だったと思いますが、連なっておらず賑わっていないところになってしまったので、そのあたりについては、毎回お願いしておりますが、何らかの形で検討していただきたい。これは公募屋台の選定ではないので、直接の議題にはなり得ないとは思いますが、屋台のことについて話し合っている委員会でございますので、ぜひそのあたり、行政の方は何か対応を取っていただきたいと思います。

これは要望でございますが、よろしくお願いします。

(委員長)

他に何かございますか。

(委員)

今更かと言われるかもしれませんが、先ほどの地域との関連や、地域貢献の取組のところで思ったことですが、公募屋台というのは、約3割しかないわけですよ。103軒中の30軒が公募屋台ですよ。それで間違いないですよ。

残りの70軒については、文書指導等が行われているようですが、この会議の場で議論したり、更新したりという話ではないですよ。私の認識が違っていたら訂正してください。

(事務局)

おっしゃるとおり、現在103軒中30軒が公募屋台でございまして、選定委員会におきましては、公募屋台の選定から更新審査、あとは公募する場所に関することが、この選定委員会の所掌事務になっております。

以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

私がふと疑問に思ったのは、残りの73軒には、何かあれば文書指導等が行われているようですが、やはりその中には、更新に適していない屋台があるのではないかと、そのような判断をどこかで行わなければならない場合が生じるのではないかと。そういう場合、市で一括判断されるのか、それとも、指導するだけで終わってしまうのか、

そのあたりをお聞きしたいと思っております。

(事務局)

指導の関係でございますが、まず、公募屋台、既存屋台に関わらず、日々の指導というものは実施しております。違反の程度によりまして、警告書と注意書に分かれております。そして、警告書の回数等によりまして、停止や取消しという措置を実施しております。

以上は、公募屋台も既存屋台も同様ですが、公募屋台につきましては、10年間の営業期間が決まっております。3年後と5年後に日々の指導状況等を踏まえて、今回のように、更新審査を実施しているところでございます。

以上でございます。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

順次公募屋台に変わっているところでございまして、いずれは全て公募屋台になっていくものと考えられます。

他にご意見はございますか。

(委員)

今公募を受けていますけれども、苦情を言われたところは何件ぐらいありますか。

(事務局)

福岡市に寄せられました、屋台に関する苦情につきましては、令和元年度から申し上げますと、令和元年度が27件、令和2年度が10件、令和3年度が12件となっております。うち、公募屋台に関する苦情につきましては、令和元年度が9件、令和2年度が6件、令和3年度が6件となっております。

以上でございます。

(委員)

分かりました。

それについて、これはいけないな、ひどいなという苦情は何かありますか。

(事務局)

苦情につきましては、利用なさった方からの苦情が多くございまして、やはり、利用される方もお酒を飲んでその場面にいたということで、業者や従業員の対応が悪かったというものが多いたるところですが、一方で、屋台業者にも言い分がありまして、そのあたりはやはり、1件の苦情をもってしては、なかなか断定することは難しいところもあるのではないかと考えております。

いずれにしても、不快な思いをさせないように取り組んでいただくことが大事なことだと思いますので、苦情があった際には、該当する方や各屋台組合に情報提供しまして、今一度気をつけていただくよう、指導や周知をしているところでござい

す。

以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

我々が面接を実施しておりますが、ゲームのような感覚で来ているのではないかと  
いうような人が、非常に見受けられます。

面接をしていて、靴にしてもガボガボした靴を履いてきたり、学生も卒業見込みで  
はないのに応募したり、親が援助してくれればできますよというような。

経験が豊かな人が入ってくるわけではなく、私からしたら、ゲームのような感覚で  
入ってきているのではないかと思います。

そういうことでも、入ってきてもらわないと仕方がないからとおっしゃいますが、  
そういうところは、我々がもう少し厳しくしないといけないのではないかと思います。  
背広は汚れているのを着て来るといった感じなので、私からすると、少しおかしいなと  
思っています。

しかし、私は料理を作る人については、きちんとコック帽や白い服を着て来るよう  
な感覚だろうと思っていましたが、やはり感覚が、私とは少し違うようですね。

調理経験のある人という条件をつけて募集したらどうかと思うのですが、いかがで  
しょうか。

(事務局)

条件として調理経験がある方をというご意見だったかと思いますが、そういう方も  
いらっしゃいますし、一方で、あまり経験がない方でも、これまでの実績として、屋  
台営業をやられている方もいらっしゃいますので、そのあたり、なかなか要件として  
つけるのは厳しいのかなと思いますが、選定委員会の中、または審査部会の中でしっ  
かりと見定めていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

(委員)

分かりました。

私は、戦後の時代の屋台を見てきているので、昔は映画を見て、天ぷら、ラーメン、  
それから焼鳥とかを食べて帰ってくるぐらいなのが屋台でしたが、今は色々な考えの  
屋台が出てきて、審査して選定していますが、本当に屋台として営業ができているも  
のなのか、不安になるときがあるのですが。衛生的に大丈夫かなと思う時もあります。

私のイメージとは全然違う。器を見ながら料理がおいしいよね、という感覚で見ま  
すからね。よく分からない串なんか出されたら、少し、私の感覚ではイメージが違う  
のですよ。屋台を簡単にできると思っているように感じます。

なので、何かおかしいなと思いつつ、違う意見も出しましたが。

審査していても、便所のことでも「ちゃんとします。」と書いていますが、それに

ついても、本当だろうかと思うことがあります。

面接の時に屋台営業者の足元を見てみると、靴なんかガボガボですよ。そして、それで大丈夫なのだろうかというくらい手は汚れているし、背広はよれよれのものを着ています。

それで料理をしているということですが、うまくやっているのかどうか、そういうところに少し行ってみようかと思っています。

我々にも選定する責任がありますからね。そういう人達が何か問題を起こしているのではないかと思うと不安です。

(副委員長)

委員の言われることはよく分かります。

ただし、いい加減な屋台は、計画のずさんなところにちゃんと表れていて、私たちも随分と判断してきたと思います。

それが1点と、もう1点は、営業してからのいい加減さというのは、多分、若い人たちはそういういい加減なところに行かないと思います。汚い屋台とか。そういう意味では、市場で淘汰されていくのではないかと。

儲かっているところはやはり綺麗で、サービスの良い屋台には人が集まっていると思います。やはり良い場所には、きちんと選定するときにも選ばれている屋台だと思うので、そういう意味では確かに、委員の言われるようにいい加減な恰好をして来られる方もいますが、普通の飲食業と一緒に、最終的にはそういういい加減な屋台は淘汰されていくのではないかと私は思います。

(委員)

そういう話なら、どの屋台も天神で営業したいというのがあります。例えば、10年などで営業場所を替えていくなら良いですが、天神に行きたい人ばかりですよ。やはり私にも、屋台を出して儲かるところに行きたいという気持ちは分かります。

ですが、同じ屋台ばかりずっと天神に出ています。私はそういうところをなんとかしてあげて、営業場所を替えていくような形にしてはどうかと思います。選ばれた人がそこに行くという感じですね。

天神で営業するような人は違いますよ。それはすごいです。しかし、周りの人は細々としていらっしゃる。そういうのを見ると、我々も頑張っていけないといけないと思いますが。

(委員長)

ありがとうございます。ほかに全体を通して何かありますか。

ほかにないようですので、本日の審議はこれで終了したいと思います。